

コーポレート・ガバナンス

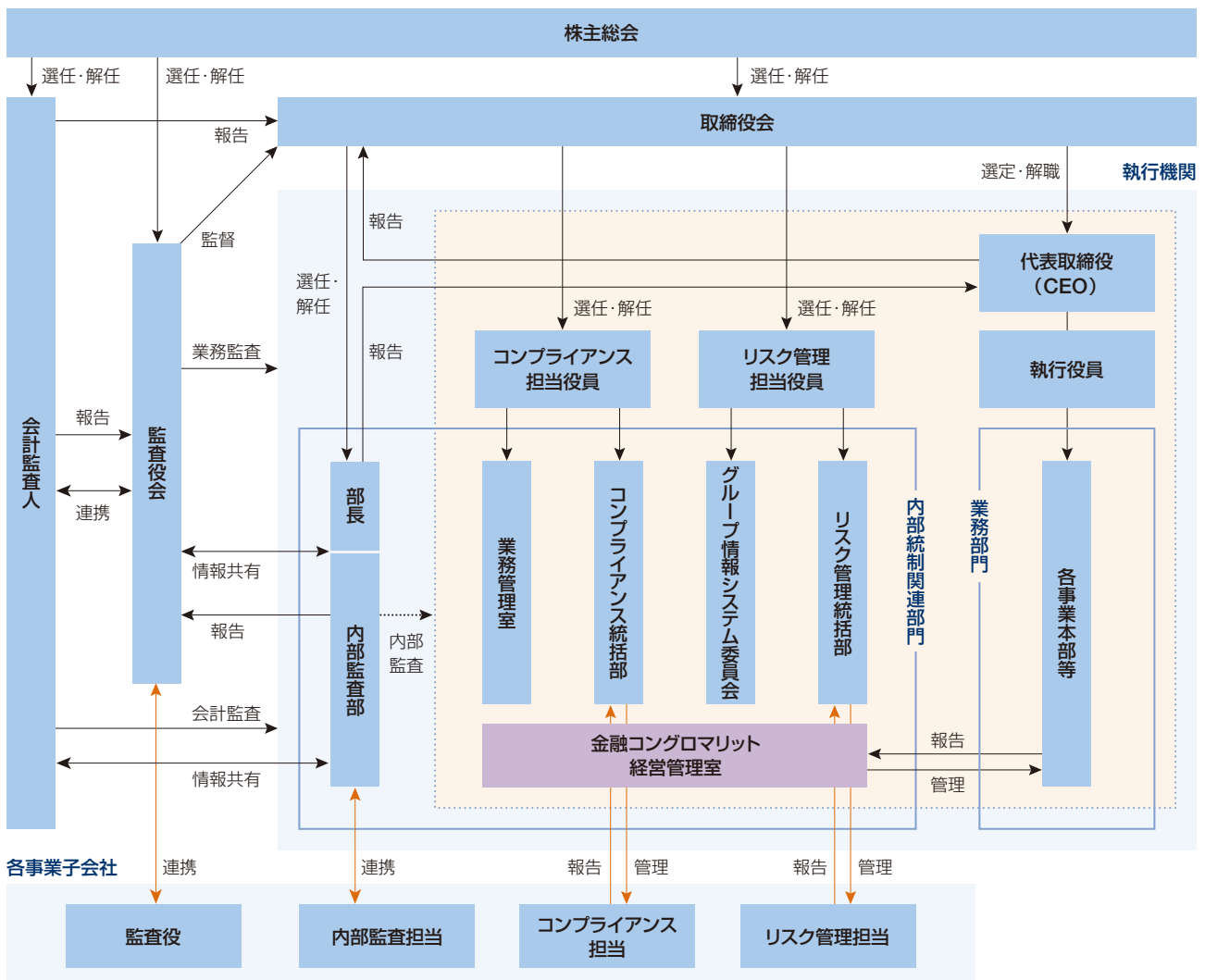
当社は、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実のため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築・維持改善していくことを、極めて重要な経営課題の一つと認識しております。

コーポレート・ガバナンスのための基本的枠組み

当社の取締役会は取締役13名(2009年6月26日現在)で構成されており、取締役並びに取締役会の機能及び責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。業務執行に関しては代表取締役執行役員CEOをはじめとし、各事業部門を統括する取締役執行役員があたっており、機能分化により急激な経営環境の変化に対応し得る柔軟な業務執行体制を構築

しております。また、社外取締役を1名選任しており、独立性的見地からガバナンス体制の維持・強化に貢献しております。

当社の取締役会は原則として月1回開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。監査役は4名で、監査法人・監査役・内部監査部による各種監査を有機的に融合させてコーポレート・ガバナンスの実効性の確保を図っております。



(2009年3月31日現在)

コーポレート・ガバナンス強化のための取り組み

内部統制システムの整備

当社は経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実のためには内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより業務執行を行うことが重要であると認識し、その整備に努めると共に、法令遵守及び倫理的行動が当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させております。

具体的には、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督すべく取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催するほか、コンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス統括部を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせております。また当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門及び監査役に直接通報を行うための情報システムを整備しております。

当社グループにおいては、当社グループのコンプライアンス上の課題・問題の把握及び業務の適正性の確保のため、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス統括部が、当社グループのコンプライアンス担当者と共に、グループ全体のコンプライアンスについて情報の交換を行うための会議を設置しております。

リスク管理体制の整備

当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害するリスクに対しては、取締役会が定める危機管理規程、リスク管理規程及びグループリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めると共に、当社を含め、グループ横断的なリスクの把握と適切な評価・管理を行うため、リスク管理統括部を設置しております。

また、当社の存続に重大な影響を与える経営危機が発生した場合、あるいはその可能性がある場合に、取締役会が定めるリスク管理担当役員を総責任者として情報の収集や対応策

及び再発防止策の検討・実施を行うとともに、関係機関への報告、情報開示を行うこととしております。事業活動に関しては、そのすべてのプロセスにおいて、関係法令の遵守はもちろん、契約・規約等に即した運営を徹底すべく、複数の部門による相互牽制体制を設けてコンプライアンスを最大限重視する体制を整えております。

さらに、情報管理及びシステムリスクにつきましては、リスク管理担当役員を委員長とし、各部門より任命された委員から構成されるグループ情報システム委員会を設置し、顧客情報ははじめとする情報管理体制全般の整備及びシステムリスク管理体制の強化を図っております。特に事業継続の観点から、システムの二重化や複数拠点によるバックアップ体制を取ることで様々な事象にも対応できる体制を構築しております。

監査役監査、内部監査及び会計監査

当社の監査役会では、会計監査人による年間監査計画の説明をはじめとして、第2四半期・本決算時の監査報告書等による説明を受けております。また、経営上の課題及び問題点につきましては、必要に応じて会計監査人及び内部監査部との情報共有、協議を図っております。

また、当社では取締役会の決議により、内部監査部(5名)を設置しております。内部監査部は、必要に応じて外部専門家の協力を得て、取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止するとともに、内部監査の結果について、6ヶ月に一度、代表取締役を通じて取締役会に報告しております。その他、経営上の課題及び問題点について、必要に応じて監査役及び会計監査人との情報共有を図っております。

役員報酬

役員報酬等の内容は下記のとおりであります。

取締役	14名	358百万円	(内、社外取締役1名 9百万円)
監査役	3名	23百万円	(内、社外監査役2名 13百万円)

※ 上記報酬には当期中に退任した役員の報酬を含めております。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間の取り組み

取締役会は毎月1回以上の開催があり、引続き公正な意思決定と経営監督の機関としての機能を果たしております。また、監査役においては経営監督機能の強化を図るため、年度監査計画に基づいた網羅的な監査役監査を実施しております。内部監査部においては外部専門家も交え、グループ会社を含めた総合的な内部監査を実施しております。その他、金融商品取引法第24条の4の4において要請される「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応するため、全社的な取り組みとして、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その実施状況について内部監査部による独立的な評価を行いました。これらにより一層の業務効率の改善と不正過誤の防止が図られました。

投資家向け情報開示につきましては、四半期毎の決算説明会や定時株主総会後の経営近況報告会の実施に加えまして、全国数都市にて個人株主を対象として代表者が直接説明を行う会社説明会を実施、また海外を含めた各種IRカンファレンス等にも積極的に参加することで、様々な投資家の皆様への正確な企業情報の伝達を目指しております。

また、自社のホームページでは決算短信、プレスリリース、四半期毎の決算説明会や株主向け会社説明会等の動画・資料を速やかに掲載、また、代表者が当社グループの決算概況や最新のトピックスを動画にて説明する「SBIチャンネル」を配信する等、投資家への積極的な情報発信を行っております。

内部統制報告書

財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項

当社代表取締役北尾吉孝及び当社最高財務責任者澤田安太郎は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

当社代表取締役北尾吉孝及び当社最高財務責任者澤田安太郎は、平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

評価の範囲決定と評価手続に関する基本方針は以下のとおりです。すなわち、本評価においては、連結ベースでの

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、業務プロセスを選定しております。これらの業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおける財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループ23社(うち11組合)(金額的重要性が僅少であるものを除き原則としてすべての事業拠点)を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものの評価手続については、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスの選定については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、主として連結総資産を指標に、総資産(連結修正後)の金額が大きい事業拠点から合算していき、連結総資産の概ね2/3程度の割合に達するまでにおいて含まれている事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。それらの事業拠点における、当社グルー

プの事業目的に大きく関わる勘定科目及び、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴うなど、質的に重要性が高いと考えられる勘定科目に関わる業務プロセスを評価対象といたしました。すなわち「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「有価証券」「預託金」「営業投資有価証券」「たな卸不動産」「信用取引資産」「投資有価証券」「顧客からの預り金」「信用取引負債」「売上高」「売上原価」に至る業務プロセスが対象となります。

評価の対象とした業務プロセスの評価手続については、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、ITに関する事項も含め、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

評価結果に関する事項

上記の評価の結果、当社代表取締役北尾吉孝及び当社最高財務責任者澤田安太郎は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

付記事項

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

特記事項

特記すべき事項はありません。